

## ドイツにおける会計規範の展開過程（その2） —貸借対照表指令法から透明・開示法まで—

石 原 肇

### 7. IASの適用に関する欧州連合命令

ところで、Kirschによれば、欧州連合法によって支持されず、欧州連合規定以外のものによってコンツェルン決算書を作成する商法典第292a条の可能性は、2004年12月31日までに制限されているが、そのことは、可能な後継規定についての幅広い推量の原因であった。例えば、その場合には期限延長も（非欧州連合／欧州経済共同体諸国の親企業に対するコンツェルン決算書免除命令の範例に従って）懸案になっていた。だが、Kirschは、「この場合、欧州連合は明らかに期待されたよりも速やかで決定的に反応し、IASを世界的基準として支持するという2000年からの趣旨説明を具体的規定に転換した」<sup>1)</sup>といふ。すなわち、すでに2001年初頭には欧州連合委員会は欧州連合命令に関する提案を決定し、ついで、2002年5月27日には命令を最終的に可決したが、それによれば2005年から欧州連合における資本市場に指向した企業のコンツェルン決算書に対してはIASが義務的に適用されるべきであった（欧州連合命令第4条）。そのうえに、「欧州連合委員会は、欧州共同体指令が資本市場に指向した企業に求められる透明性と効率的資本市場におけるデータの比較可能性を保障しえないことを確認している」<sup>2)</sup>とするのである。

さらに、こうしたコンツェルン決算書に含められた個別決算書、資本市場指向的でないコンツェルンならびに資本市場指向的でない企業の個別決算書またはコンツェルン決算書に対してもIASを許可するかまたは規則として定める選択権が加盟国に認められている（欧州連合命令第5条）。この場合には、「資本市場に指向したコンツェルン決算書に対する規定による直接的拘束とは異なり、その時々の国内法への転換にこの選択権が必要とされる」<sup>3)</sup>といふのである。

しかしながら、Kirschによれば、命令の提案とは反対に、最終的に可決された欧州連合命令は、その第9条において、債務証券だけを発行したかまたは第三国の有価証券市場への上場許可のためにその第一次的会計において他の国際的諸原則を適用した企業に対して、2007年までの期限延

1) Hans-Jürgen Kirsch, Vom Bilanzrichtlinien-Gesetz zum Transparenz-und Publizitätsgesetz. WPg. Heft 14. S.749.

2) Ebenda, S. 749.

3) Ebenda, S. 749.

長を補完したのである。このことは、なかんずくニューヨーク証券取引所への上場のためのコンツェルン決算書において、商法典第292a条により、完全にUS-GAAPによって貸借対照表表示を行ったような企業に妥当する。これに対して、ニューヨーク証券取引所に上場するために若干の企業によって作成された商法典またはIASからUS-GAAPへの調整計算書は、この要件を充足していない。だから、これらの企業のもとでの商法典貸借対照表作成者は、遅くとも2005年には完全なIAS決算書を作成しなければならないであろうし、また、必要な場合には、この決算書からUS-GAAPへの調整を行わなければならないであろう<sup>4)</sup>、とされる。

こうして、Kirschは、「多くのドイツ企業にとって、将来、IASがコンツェルン決算書にとって、また、おそらくは個別決算書にとっても有意味な規範であろう」<sup>5)</sup>という。すなわち、かれによれば、欧州連合レベルでのIASに賛成しての決定は、国際的議論の中でのIASBの地位だけでなく、国際的会計規範の発展に対するドイツおよび欧州の影響可能性をも強化する。もちろん反対に、IASの発展に従属して欧州連合レベルひいては加盟諸国の会計規範レベルが断念される。だが、Kirschは、「それにもかかわらず、このことは、資本市場情報に対して国際的に統一した基準の必要性という背景のもとでは不可避的であると思われる」<sup>6)</sup>という。その場合、IASBの規定は、影響可能性のゆえに、US-GAAPに対して優先する選択であることはもちろんである。IASとUS-GAAPとの内容的な相違(いざれにせよ中期的にはおそらくより小さくなる)は、この論拠に替るものではない、とされる。

Kirschによれば、商法典第292a条の可決の際すでに、ドイツ企業のIAS決算書およびUS-GAAP決算書の法体系上の保護の欠如がドイツおよび欧州レベルで批判されていた。結局、欧州連合内のすべての企業が、そこで適用されている規定(すなわち欧州共同体第7次指令)の枠内において自己のコンツェルン決算書を作成しなければならないのである。欧州連合命令は、このメカニズムを委員会方式の形態での承認メカニズム(Komitologie-Verfahren)によってIASBの個別規定について考慮しているが、その場合、これらの規定が欧州連合命令第3条第2項によっているかどうかに基づいて吟味されるのである<sup>7)</sup>。すなわち、

- ・第4次および第7次指令の基本要求に合致し、企業の財産状態、財政状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達し、
- ・公益に合致し、
- ・意思決定に有用な情報(賢明性、重要性、信頼性および比較可能性)の根本的諸基準を充足する。

承認手続はすでに開始されたし、当面のIASBの諸規定に対しては2002年末までに完成すべきであるが(欧州命令第3条第3項)、しかし、現在進行中のIASBの大規模な改良プロジェクト(公

4) Ebenda, S. 749.

5) Ebenda, S. 749.

6) Ebenda, S. 749.

7) Ebenda, S. 749-750.

開草案は約400ページの量を有する)という背景のもとでは、もちろん参加諸機関のさらに多大な努力も必要であろう、とされる。

だが、Kirschによれば、この手続において決定されたIASBの諸規定が欧州連合レベルでも認められなかった場合には、事情によっては、IASBの諸規定全体が適用されなければならないというIAS 1.11の要求が企業によって充足されえない結果になるであろう。そこで、かれは、「それだけに、欧州連合の諸規定とIASBの諸規定との間に生じうる衝突を前段階において認識し、除去することが必要である」<sup>8)</sup>というのである。しかし、かれによれば、基準の非承認に導くかもしれない承認手続の枠内における重大な衝突は、もちろん見込み難いであろう。よく知られているかまたは兆候が現れているIASBの基準と欧州連合の諸指令との間の相違は、一面では、すでに承認の前段階において、欧州レベルでの承認を準備している審議会EFRAG(DSRの構成員も代表者になっているEuropean Financial Reporting Advisory Group)をIASBの決定過程に包摂することによって、また他方では、指令の変更による欧州連合側の反応によって避けられるであろう。そして、欧州連合は、欧州的枠組みでのこの種の適合に対する明白なシグナルを第4次指令および第7次指令の最初の変更に関する提案によって与えたのである<sup>9)</sup>、とされる。すなわち、欧州連合は、すでに2002年5月28日付で提出したのである。この変更によっては以下のことが行われるべきである。

- ・指令とIASとの衝突が除去されること
- ・IASによって存立している会計オプションは、IAS決算書を作成しない欧州連合企業に対しても開かれていること
- ・もちろん、IASの領域における将来の発展をも先取りするために、指令は全体として近代化されなければならないこと<sup>10)</sup>。

制定後23年になる会計指令は、もはや理論および実務の状況に合致しないので、欧州連合は近代化が必要であると考えている。Kirschは、「このことには、問題無しに同意しなければならない」<sup>11)</sup>という。しかし、かれは、「これに対して、指令全体の枠内において、すなわち資本市場指向的企業およびコンツェルンだけでなく、指令の変更によって会計を、周知のようにもっぱら情報伝達だけに役立つIASに近づけようとする欧州連合の意図は考慮を要する」<sup>12)</sup>と述べて、指令の枠組み全体をIASに接近させようとする欧州連合の意図に疑惑を呈するのである。すなわち、Kirschによれば、現在、欧州連合自身の評価では、指令は意思決定に有用な情報伝達という要求に合致しない。こうした規定が資本市場指向的でない企業およびコンツェルンの会計の基礎になることが重要であるかどうかは、少なくとも疑わしく思われるかもしれない、とされ、のちに

8) Ebenda, S. 750.

9) Ebenda, S. 750.

10) Ebenda, S. 750.

11) Ebenda, S. 750.

12) Ebenda, S. 750.

詳細に議論されることになる。

ところで、第4次および第7次指令の具体的な変更計画は、例えば、以下のようなである。

- ・年度決算書をキャッシュフロー計算書だけ拡張する可能性を開く（第1条第1項）
- ・「形式を超える実質（substance over form）」原則により強い意義を認める（第1条第1項）
- ・無形の財産価値に対しても新評価が認められる（第1条第10項）
- ・付せられるべき時価での金融商品の評価が認められる（第1条第12項）
- ・支配的影響を有する場合にコンツェルン決算書を作成する義務が新しく規定される（第2条第1項）
- ・異なった事業の場合の連結禁止が削除される（第2条第6項）<sup>13)</sup>

指令変更に対する理由書によれば、依然として国内法に転換された欧州連合指令に基づいて貸借対照表を作成しているような企業にはオプションが開かれているということである。だが、Kirschは、「その場合、このオプションの選択権という形態でのドイツ法への転換（例えば、付せられるべき時価での評価についての）は、有意義ではないと思われる」<sup>14)</sup>という。なんとなれば、そのことによってドイツにおける決算書の比較可能性がいちじるしく損なわれるからである、というのである。

しかしながら、Kirschは、「ここでは、指令の変更（提案の可決を仮定したとして）が直接に法規効力を有するのではなく、さしあたり国内の立法者によって国内法に転換されなければならないということが想起される」<sup>15)</sup>という。かれによれば、この欧州連合レベルでのIASの承認に関する相違は、異なった営業活動の場合の連結禁止の例において明らかにすることが出来る。IAS27の（この種の連結禁止を含まないところの）該当規定は、IASコンツェルン決算書を作成するような企業に対しては、欧州連合レベルでのKomitologie-Verfahrenによる進行に従って直接に義務づけられる。これに対して、企業が商法典により自己のコンツェルン決算書において貸借対照表表示を行う場合には、規定が（DSRの提案および透明・開示法担当官草案に合致し、ついで欧州連合指令と合致して）立法手続きを通じて商法典から削除されない限り、商法典第295条が適用される。その後にはじめて適切なドイツ会計基準も変更されうるであろう<sup>16)</sup>、とされる。

こうして、Kirschによれば、欧州連合会計規定の場合には、結果において、透明・開示法の理由書においてドイツ貸借対照表法に対して示唆されているのとよく似たIASに対する接近が際立っている。その際、すべてのレベルで選択権をめぐる批判的な議論があるという背景のもとでは、実際に加盟国選択権によるオプションだけが開かれているかどうかは、少なくとも疑わしいと考えられよう。しかし、国内の立法者にとっては、それぞれの場合に、非IAS貸借対照表

13) Ebenda, S. 750–751.

14) Ebenda, S. 751.

15) Ebenda, S. 751.

16) Ebenda, S. 751.

作成者に適用される国内法をIASに類似させてかまたはさらに大幅にIASに一致させて形成する裁量の余地（もしくは必要な場合には強制）が現れるであろう。このことは、当然、ドイツにおける会計規定の内容と構造に対する影響を有する。

Kirschは以上のように述べて、IASの適用に関する欧州連合命令が、IASによって貸借対照表を作成する必要のない企業に適用される国内法に対しても影響を与えることを指摘するのである。

## 8. ドイツにおける貸借対照表表示規定の将来構造

### 8-1 コンツェルン決算書に関する規定の構造

さて、Kirschは「欧州連合命令によって、資本市場コミュニケーションのために国際的諸規定による決算書を作成しようとするような企業にとって、2004年以降は法的安定性が創造される」<sup>17)</sup>という。すなわち、資本市場指向的な企業は、2005年から自己の決算書をIASによって作成しなければならないが、それはニューヨーク証券取引所に上場するためにUS-GAAPへの調整計算書を作成するようなコンツェルンにも適用される。完全な（もっぱら）US-GAAPコンツェルン決算書を有する企業に対してだけは、2007年まで経過期限が適用されるが、それ以後はこれらの企業にもIASが義務づけられる。その場合、この期限の経過までにSECによってもIASが承認されるかどうかは、後になってみないと分からない。このことは、おそらくUS-GAAPとIASとが大幅に接近し、そのことによってIASへの転換がこれらの企業にとってむしろ形式的な性格を得るであろう場合だけであろう、というのである。

さらに、Kirschは、「会計規範の発展において述べられた傾向がドイツにおける規定化の構造に全体としていかなる影響を有するかということも、後になってみないと分からない」<sup>18)</sup>という。資本市場指向的な企業のコンツェルン決算書に対しては、このことは、欧州連合命令によって強制的に適用されるべきIASに拘束されるように定められている。その他の決算書に対しては、さしあたり、ドイツの立法者が欧州連合命令第5条における加盟国選択権をどのように転換するか、という問題が提起される。

資本市場指向的でないコンツェルン決算書に対しては、立法者は、おそらく欧州連合命令の選択権を商法典における相当する規定でもって当該企業に回わすであろう。というのは、一面では、これらのコンツェルンに資本市場指向的な競合企業の決算書と比較可能な決算書の作成を妨げることはほとんどできないであろうし、また、他面では、まさに小規模コンツェルンにIASの適用を強制的に義務づけることはできないからである。しかし、その場合、いかなる規定によって商法典コンツェルン決算書が作成されるのであろうか。商法典の諸規定は、透明・開示法が明白に開始だけを述べている変更手続きによらねばならない。その場合、ドイツの諸規定はIASの

17) Ebenda, S. 751.

18) Ebenda, S. 751.

方向に動いて行くのである。同じ方向に欧州連合の枠条件が変更されるが、より厳密にいえば欧州連合命令とは独立に変更されるのである。さらに、商法典コンツェルン決算書においてはドイツ会計基準が遵守されなければならない。要するに、これは、おなじくIASと一致し、その場合には資本市場指向的なコンツェルンに対してだけでなく、ドイツにおける商法典コンツェルン決算書すべてに対して適用されるのである<sup>19)</sup>、とされる。

だから、Kirschによれば、総じて、商法典コンツェルン決算書とIASコンツェルン決算書とは、中期的にはかなり重なり合って運動し、(ともかくも)僅かに異なっているにすぎない。したがって、企業選択権および商法典とIASとの相違をめぐる議論は緩和される。もちろん、商法典およびドイツ会計基準によってコンツェルン決算書を作成する企業には、次の時期には若干の転換と、また中期的にはいちじるしく拡張された報告および説明義務とがふさわしいであろう、とされる<sup>20)</sup>。

こうして、Kirschは「積極的には、この展開に関して、現在の状況（商法典コンツェルン決算書対商法典第292a条によるコンツェルン決算書免除）に対してドイツにおけるコンツェルン決算書の比較可能性が改善されるであろうことが強調されねばならない。このことにより、企業にとって将来のIAS決算書への転換が簡易化されることはもちろんである」<sup>21)</sup>というのである。

## 8—2 ドイツにおいて個別決算書に適用される諸規定への国際化の影響

さて、Kirschがつぎに問題にするのは個別決算書に関する諸規定への国際化の影響である。すなわち、かれは「欧州連合命令は、(IASも同様に)まず第一にはコンツェルン決算書に關係しているが、しかし、ドイツにおいて個別決算書に適用される諸規定にも、おそらく影響を有するであろう」<sup>22)</sup>という。かれによれば、欧州連合命令において定められた個別決算書におけるIASの選択的適用は、資本市場指向的企業のコンツェルン決算書に關係させられているような企業にとっては重要であると思われる。ともかく、これらの企業は、IASによって分離された商事貸借対照表IIの作成を余儀なくされるであろうし、ひいては商法典コンツェルン決算書の連結範囲に属する企業よりも重い負担がかかるであろう、とされる。

つぎに、Kirschによれば、これらの企業については、IAS個別決算書によって、当然、税務貸借対照表との結合が切断されるであろう。いずれにせよ、これらの企業は、通常、別個の税務上の決算書を作成するであろうことはもちろんである<sup>23)</sup>。

さらに、Kirschは「商法典個別決算書の放棄が正当化されるかどうか、また、これらの企業にとっていかなる目的のために商法典個別決算書が重要であり、必要とされうるのかという問題

19) Ebenda, S. 751-752

20) Ebenda, S.752.

21) Ebenda, S.752.

22) Ebenda, S.752.

23) Ebenda, S.752.

が残されている」<sup>24)</sup> という。かれによれば、商法典による個別決算書についての法形態とは無関係な目的として、Baetge は文書記録、説明責任および資本維持を定義している。文書記録および説明責任という目的は、IAS によって作成された個別決算書も充足している。そこで、この議論は、企業の資本維持にとって商法典個別決算書が必要とされるかどうか、またはこの場合にIAS 決算書がこの目的を充足しうるかどうかという問題に還元される。具体的には、IAS 決算書が資本維持目的にも役立つかどうか、またはIAS と商法典との相違が資本維持目的に関して決算書の異なった判断に導くかどうか、ということが判断されなければならない。この問題的回答は、この個別決算書がいかなる規定に従って作成されるか、ということにかかっていることはもちろんである。

資本会社に関する規定に対しては、欧州連合第4次指令によって与えられた枠が適用される。この欧州連合枠は、IAS の方向に変更されるが、ついで、それは国内の立法者によって強制的にかまたは選択的に模写されなければならない。この文脈においては、ドイツの会計規範をもこの方向に適合させることが、その趣旨説明にふさわしい。それゆえ、相応する商法典の変更が予期されうるであろうが、その場合、このことは、多くの措置のなかで立法者の告知に従って行われるべきである。その際、変更は、欧州連合法のあらかじめ与えられた規準に基づいて、少なくとも資本会社に関連していなければならないであろう。明示的な選択権は、前述した理由から期待されえない。したがって、資本市場指向的な企業のコンツェルン決算書に含められる資本会社とその他の資本会社に対して異なる商法典諸規定も期待されえない。また、このように考えられる区分は、ドイツにおける決算書の比較可能性をさらに妨げるであろう<sup>25)</sup>、とされる。

そこで、Kirsch は、「総じて、この場合にも、すでにコンツェルン会計に対して示唆されたIASB と欧州連合ならびに商法典の貸借対照表作成規範の接近が有効である」としながらも、「個別決算書の資本維持目的に関してのIAS と商法典との相違は、具体的にはどのように判断されねばならないであろうか。商法典決算書を完全に放棄することができるトスレバ、IAS に対するいかなる具体的接近が商法典個別決算書に対して（資本維持の観点のもとで！）受入れられるか、また、どのような相違がそれを妨げているのであろうか」<sup>26)</sup> という問題を提起するのである。

ところで、Kirsch によれば、この場合、国際的貸借対照表表示は、商法典に比較して、なかんずく情報目的への方向づけが際立っている。国際的規範は、資本提供者の利益がすべての受取人にとって代表的なものと仮定することによって、情報と債権者保護との利害調整を解決している。かれは「このことは可能である」<sup>27)</sup> という。なんとなれば、国際的規範によって作成された決算書はなるほど将来利益の予想のための出発点となる基礎としては役立つが、しかし支払の測定基礎自体としては役立たないからである。その場合、債権者保護は、情報伝達を通じて援助さ

24) Ebenda, S.752.

25) Ebenda, S. 752.

26) Ebenda, S. 752–753.

27) Ebenda, S. 753.

れるのであり、（商法典におけるように）慎重な成果確定によって援助されるのではないが、このことは、意思決定の権限を企業から資本提供者に移すということである。選択権の数がより少ないことも、この意味において債権者保護と解釈される<sup>28)</sup>、というのである。

さらに、Kirschは、「商法典とIASとの具体的な相違の分析は、いまや、IASを手本にしたドイツにおける成果確定規定の改革が必ずしも商法典の資本維持目的に抵触するものでないことを示している」<sup>29)</sup>という。例えば、計画外減価償却に関する規定は、流動資産における低価値原則に基づいて欄外においてのみ区別される。固定資産における相応の価値修正に際しては、実務上の転換においていくらか取り扱いにくいIAS36が適用されるが、しかし、それが個々のケースにおいて価値差異に導きうることは非常に希である。商法典第253条第4項によるいわゆる任意積立金の設定に関する選択権の廃止は、債権者を保護する情報伝達という観点のもとでは、むしろ歓迎されるであろう。なんとなれば、この選択権は、いずれにせよ正規の簿記の諸原則と一致しないからである<sup>30)</sup>。また、生産に関連した全部原価での評価のための製造原価測定の選択権廃止も、国際的方向づけとは無関係に商法典決算書の表明能力を高めるであろう。引当金の領域においては、商法典第249条第2項による費用性引当金がIASにおいては欠けているが、しかし、それは、期間的に正しい成果確定よりも債権者保護に役立つところは少ないであろう（また、実務においては、いずれにせよ折に触れて「生じうると思われる利益に基づく引当金」と誤解されている）。だから、非資本会社に適用されるこの領域における規定の適用または接近は、ドイツ的見解からさえ、歓迎されるべきであろう。前述した事実にとって税務上の利益確定に対する差異はより小さくなるが、このことは、結果として、統一貸借対照表の作成に関する可能性を含む基準性が、原則上、まさに維持されうることに導く<sup>31)</sup>、とされるのである。

ところで、Kirschによれば、IASと現行商法典との異なった相違の分析は、いくらかより批判的な結果である。例えば、IASBの規定は、特定の必要条件が充足される場合には、自己創設の無形財産価値について開発費の積極側表示を可能にしている。さらに、IASは、さまざまな財産価値に関して歴史的取得原価および製造原価を上回っても、部分的には直接に成果作用的に付せられるべき時価での貸借対照表表示を予定している。これらの規定は、事情によっては、将来の収益に対応しない費用の積極側表示または実現していない利益の表示に導く。だから、ドイツの諸規定のIASへの接近は、これらおよび類似の領域においては、商法上の個別決算書が支払測定標準として使用される限り、弁護することはできない。同様に、記述され、また類似の規定に基づく完全なIAS決算書は資本維持目的には考慮することができない<sup>32)</sup>、とされる。

したがって、Kirschは、「完全なIAS決算書のために商法典決算書を放棄することによって、

28) Ebenda, S. 753.

29) Ebenda, S. 753.

30) Ebenda, S. 753.

31) Ebenda, S. 753.

32) Ebenda, S. 753.

個別決算書による資本維持は止揚されるであろう」<sup>33)</sup> とし、「これは、法形態または資本市場指向性に従えば、どのように判断されるべきであろうか」<sup>34)</sup> という。そして、資本会社については、その時々に適用される貸借対照表表示規範とは無関係に不变に高い企業倒産数という背景のもとで、このことが甘受されるとみなすことができ、また、この法形態の企業の個別決算書の債権者保護機能は、（個別決算書がコンツェルン決算書に包含される場合には、まさに）原則的には疑わしいと考えることができよう。債権者保護的な個別決算書の放棄に関しては、包括的な情報によって債権者保護を保障し、意思決定を債権者自身により強く委ねるという、すでに以前に議論した論拠が物語っている<sup>35)</sup>、とするのである。

さらに、Kirschによれば、前述した資本市場指向的企業と資本市場指向的でない資本会社との境界をますます曖昧にするので、資本市場によって代表される情報需要が有限会社の資本提供者すべてに対して妥当してはならないのか、という問題が提起される。

しかしながら、個別決算書の支払測定機能に対して正当化された指示によって、この論証に従わないつもりであれば、すべての資本会社が商法典個別決算書を放棄することはできないであろう。このことは、資本会社にとって、IASに従って作成された商事貸借対照表IIは、それが資本市場に指向してかまたは任意に作成されたIASコンツェルン決算書に包含される場合には免れえない、という結果に導くであろう。つまり、この場合には、支払測定機能は、これらの企業にとって作業軽減よりも重要なのである<sup>36)</sup>。

そもそも商法典による個別決算書作成に関する義務の例外が認められるべきである限りでは、もちろん、これは、当該企業が資本市場指向的または任意に作成されたIASコンツェルン決算書に包含されるかどうかという問題とは結び付き得ない。債権者保護的な商法典個別決算書の放棄は、債権者保護作用の欠如を補正するより限定された諸基準と結合されていなければならないが、それは、例えば、商法典第264条第3項を範例とした規定によって類似の限定的諸条件（株式法第302条によって存在する損失引受け契約の場合のコンツェルン決算書への包含）のもとで達成することができるであろう。

さらにその上、資本会社に適用されるドイツ貸借対照表表示規範の予測されるべき変更が、EG第4次指令の貸借対照表指令法への転換の場合と類似した方法で、すべての商人に適用される法律への影響を持ちうるであろうと思われる。つぎに、このことは、決算書の構造に関係しないことは確かであるが、むしろ計上および評価の内容的問題に関連するであろう。これらの企業に対しては、これらの企業の商法典個別決算書による債権者保護に関する明白な意見表明によって、前述の説明が相応に妥当することはもちろんである。その場合、その計上および評価規定の、選択権の廃止を含む国際基準への接近は、非資本会社にとっても受入可能であるが、もちろん、そ

33) Ebenda, S. 753.

34) Ebenda, S. 753.

35) Ebenda, S. 753–754.

36) Ebenda, S. 754.

れは、非実現利益が表示されない限りにおいてのみである<sup>37)</sup>。

そして、最後に、Kirschによれば、IASによる情報指向的会計と商法典の諸規定とのその他の根本的相違としては、IASにより必要とされる広範な報告と説明が挙げられる。この報告および説明については、ともかく非資本会社は付属説明書を欠いているために該当しない。資本会社にとっても、IAS規定のドイツ法への選択的受入および／または企業規模による報告および説明義務の等級付けが推薦に値するであろう<sup>38)</sup>、とされる。

## 9. 総括と展望

最後に、Kirschは、これまで述べてきたことを総括することによって、今後のあり方を展望しようとしているので、この点を見ることにしよう。

さて、Kirschによれば、最近の20年間において、ドイツにおける貸借対照表表示規範は、明らかに変わってきたが、この変更の大部分はごく最近のこととに属する。この展開の結果はまだ予測できない。もちろん変更方向は明白に定義されている。国際会計基準IASへの接近は明白であり、取扱機関によってはっきりと努力されている。これに関して、ドイツ基準審議会とともに国際的範例に従って新しい基準設定者が創られた<sup>39)</sup>。

このことに関しては、欧州委員会、ドイツの立法者およびドイツ基準審議会の調和が、貸借対照表表示規範の展開において積極的に強調されるべきである。細部における相違にもかかわらず、(資本市場に指向した)コンツェルン(のみならず)およびそのコンツェルン決算書に含まれた企業の個別決算書に対する会計規範の広範囲にわたる一致を見て取ることができる<sup>40)</sup>。

ドイツ商法典規定およびドイツ会計基準の変更までの、あらゆるレベルでの変更の転換は、変更措置の法体系上の連続のために時間がかかることはもちろんである。さらに、IASBレベルでの展開への過小評価されるべきでない依存性も生じる<sup>41)</sup>。

すでに行われ、いまなお提出されているドイツ貸借対照表表示規範の変更については、貸借対照表指令法によるEG指令の転換の場合と類似した展開が際立って見える。国際的な周囲の状況からの影響は、本来、特定の(資本市場指向的な)会社およびコンツェルンを目標にしているが、しかし、すべての商人に影響しないまでも、その他の企業への影響を有する公算は大である。そこでKirschは、「IASコンツェルン決算書と商法典コンツェルン決算書とは、ますます強く接近するであろう。商法典個別決算書も広範な部分においてこれらの決算書と一致しうるであろう」<sup>42)</sup>とするのである。

37) Ebenda, S. 754.

38) Ebenda, S. 754.

39) Ebenda, S. 754.

40) Ebenda, S. 754.

41) Ebenda, S. 754.

42) Ebenda, S. 755.

だがその場合、Kirschは、「ドイツの諸規定が国際的諸規範に強く向くことは、確立された個別決算書の目的および商法上の貸借対照表表示と税務上の貸借対照表表示との結合を必然的に放棄することを意味しない。若干の領域においては、個別決算書に適用される商法典の貸借対照表表示規範のIASへの接近は、原則的にも歓迎されなければならない」<sup>43)</sup>という。

もちろん、その場合、Kirschによれば、IASは資本市場の情報に対して構想されているが、しかし、商法典の適用領域はより広いこと、また、ドイツにおける個別決算書は支払測定の基礎としても役立つことを見失うことは許されない。だから、商法典個別決算書は、非常に限られた条件のもとでのみ放棄することができる。そのほかに、商法典のIASへの接近について、（情報の観点から正当化されるべき）未実現利益の表示に導き、過度な報告および説明を要求するようなIAS諸規定には手をつけないままにすべきであろう。その場合、このことを国際的基準への選択的接近と解釈するか、もしくは特定の例外を伴っての商法典に受入と解釈するかは、広範囲に及ぶ実体的作用というよりはむしろシグナル作用を有するのであり、グラスが半ば満たされているのかまたは半ば空であるのか、という質問を想起させる<sup>44)</sup>。Kirschは、以上のように主張するのである。

## 10. おわりに

最後に、これまで見てきたKirschの主張の主な論点を整理することによってむすびにすることにしよう。

さて、Kirschは、IASの資本市場指向的な情報機能と配当可能利益の確定および課税所得確定との関係をどのように処理するか、また現在は透明化法による個別決算書と連結決算書との分離により配当可能利益の確定および基準性原則へのIASの影響を排除しているが、IASが一般化すれば、それが正規の簿記の諸原則に影響を与え、個別決算書に影響するのを防ぐことができないのではないか、という問題意識のもとで、ドイツにおける会計規範の展開を検討したのであった。

ところでKirschは、まず、1965年の株式法大改正から1985年の貸借対照表指令法までの時期を取り上げたのであった。かれによれば、この時期における会計についての詳細な規定は株式法に存在したのみであり、非資本会社については簿記および財産目録に限定された商法第38条以下の非常に古い規定が存在しただけであった。この1965年における株式法の改正は、「債権者保護から株主保護への転換」と解釈されたが、Kirschはこれを「年度決算書における拡張された情報によって、債権者を保護する手段が企業の処分権能から資本提供者に置き換えられた」と解釈だったのであった。このKirschの解釈は、現在におけるIASとの調和化を意識した新解釈である

43) Ebenda, S. 755.

44) Ebenda, S. 755.

といえよう。

つぎに、貸借対照表指令法によって欧州共同体第4次指令および第7次指令その他がドイツ法に転換された。このことによって、ドイツ貸借対照表法は、その構成、範囲、適用領域、細目の程度が根本的に変更された。それは、本来は国民的管轄領域内にある会計法を国境を越えて調整する最初の包括的試みであった。この調和化は、「特定の法形態の会社」の会計と第4次指令とに関連して、ドイツについては指令第1条において株式会社および有限会社に具体化された。また、第7次指令は連結決算書に関する会計法を調和化するものであったが、Kirschは、これを「当時、コンツェルン決算書の情報目的の強調を示唆していた」と解釈するのである。しかし、ドイツの立法者は共同体指令の純粋な転換では満足せず、この機会に貸借対照表法の包括的な再編成を行った。商法典の新規定は指令の適用領域である資本会社およびコンツェルンだけでなく、非資本会社にも関係している。Kirschは、その個別決算書の模範になったのが資本会社の決算書を目標にしている第4次指令であったことに注目すべきであると主張している。その結果、株式会社と有限会社とは同列に置かれ、非資本会社の決算書も同じ原則に従わなければならなくなつた。また、コンツェルンも大規模資本会社のような経済単位として会計報告を行い、これと比較可能になった。こうして、Kirschは、「新貸借対照表法は、企業および企業結合の経済状態について、より大きな透明性を創り出した」と評価している。

さらに、2000年には、議決以来10年間も放置されていた有限合資会社指令が資本会社 & Co. 指令法として転換され、ドイツ独特の企業形態である有限合資会社も資本会社とみなされて資本会社と同じく会計報告ならびにコンツェルン決算書の開示が義務づけられた。また、商法典第292a条の適用領域拡張も同様に解釈された。

つづいて、1998年には、透明化法および資本調達容易化法によって商法典が変更された。

Kirschはこれをドイツ会計国際化の第一歩と称している。かれによれば、この二つの法律と貸借対照表指令法および資本会社 & Co. 指令法と異なるところは、それが欧州のイニシアティブでなく、ドイツ国内の変更された包括的諸条件によるものであるが、会計情報の国際的比較可能性に小さくない貢献をした。すなわち、透明化法により、ドイツの貸借対照表規範の内容と構造は、欧州の境界を越えて国際基準により強く接近させられた。また、透明化法に基づく商法典第342条により、基準設定者の設立が刺激されたが、それはドイツ基準審議会およびその担い手であるドイツ会計基準委員会によって基礎づけられた。また、資本市場開放の増大によって、ドイツ企業は自己のコンツェルン決算書を国際規範に従って作成しなければならなかつたが、この時点では欧州連合においても、ドイツにおいても国際規範の適用に関する法的根拠が存在しなかつた。そこで、ドイツの立法者は商法典第292a条の導入により資本調達容易化法の範囲内で企業の希望を考慮した。Kirschは、ここに国際会計基準の意義の増大を見出している。

ところで、Kirschは、つぎに、このアングロサクソン的特性を有するとされる基準設定者によって発展させられたドイツ会計基準と現行商法規定との関係を検討したのである。かれによれば、これまで商法が規定していなかった会計領域すなわちキャッシュフロー計算書やセグメント

報告書などに関連する限り、ドイツ会計基準と商法典との間に衝突はない。しかし、ドイツ会計基準の諸原則が商法典の明示的選択権を制限するか、現行規定に抵触するときは、両者の間に矛盾が存在する。商法典の明示的規定がドイツ会計基準に同化しない限り商法典の規定を援用することができる。Kirschは、商法典の明示的規定に違反するドイツ会計基準の貸借対照表規定の典型例として「秘密積立金を明るみに出す場合の取得原価による制限の廃止」を挙げている。この場合、現行法に違反することはできないので、立法論の部分で公表されたとされる。さらに、IAS決算書に対するコンツェルン貸借対照表表示規定の開放によって、将来、ドイツ会計基準の適用領域が縮小するのではという懸念に対しては、コンツェルン会計に関する商法典の明文規定の具体化および補完に関して重要な役割を占める、としたのである。

つぎに取り上げられたのは、ドイツ基準審議会と連邦法務省による最初の共同作業とされる透明・開示法である。Kirschによれば、連邦法務省は会計規範の変更に際して基本的にはドイツ基準審議会の意見に自らを合わせている。しかしながら、内容的には不明確な点が多く、コンツェルン貸借対照表法の包括的近代化というよりもシグナル的作用を有するものである。この法律によって転換されたのはドイツ基準審議会の僅かな提案にすぎず、また体系的にも十分な結果になっていない、とされたのである。そこで、Kirschは、「国際的諸原則に強く指向したコンツェルン貸借対照表法への移行が容易になる」という透明・開示法の立法理由を参照しつつも、ドイツ基準審議会の基準は「コンツェルン貸借対照表法とはみなされない」「IAS自体もドイツ企業に対するコンツェルン貸借対照表法ではない」とし、その法的拘束力は欧州連合命令を経由してのみ導き出すことができると主張したのである。

こうして、Kirschは、つぎに「IASの適用に関する欧州連合命令」を検討するのである。かれは、まず、欧州連合法によって支持されず、また欧州連合法の規定以外のものによってコンツェルン決算書を作成することを認めた商法典第292a条が2004年末までの時限立法であったことが後継規定について幅広い推量がなされる原因であったことを指摘する。だが、かれによれば、欧州連合はこれに対してすばやく反応し、欧州連合における資本市場に指向した企業のコンツェルン決算書に対してはIASが義務的に適用されるべきであるという命令に関する提案を決定し、可決した。だが、欧州連合内のすべての企業は欧州共同体第7次指令の枠内でコンツェルン決算書を作成しなければならない。欧州連合命令はKomitologie方式という承認メカニズムによってIASの個別規定を考慮している。しかし、この手続きによって決定されたIASBの諸規定が欧州連合レベルで認められなかった場合には、IASの要求が企業によって充足されないことになる。Kirschは、「欧州連合の諸規定とIASBの諸規定との間に生じうる衝突を前段階において認識し、除去する」必要があるとしたのである。そして、かれは、これを「一面では欧州レベルでの承認を準備している審議会EFRAGをIASBの決定過程に包摂することによって、他方では指令の変更による欧州連合側の反応によって避けられる」としたのである。だが、Kirschは、指令の変更が直接に法規効力を有するのではなく、国内の立法者によって国内法に転換されなければならないことを指摘しながらも、IASの適用に関する欧州連合命令が、IASによって貸借対照表を作

成する必要のない企業に適用される国内法にも影響を与えることを指摘するのである。

つづいて、Kirschは、これまでの考察に基づいて、今後のドイツにおける貸借対照表表示規定の構造を検討する。かれは、まず、コンツェルン決算書に関する規定の将来構造についての検討を行ったのである。それによれば、欧州連合命令により資本市場指向的な企業は2005年から自己のコンツェルン決算書をIASによって作成しなければならないが、これはUS-GAAPへの調整計算書を作成する企業にも適用される。そのことによって法的安定性が創造される。ただ、もっぱらUS-GAAPコンツェルン決算書だけを作成する企業には2007年までの経過期間が認められるが、それ以後はIASが義務づけられる。しかし、その場合、SECがIASを承認するかどうかは、後になってみないと分からぬ、という。さらに、IASへの接近という傾向がドイツにおける規定化の構造に全体としていかなる影響を有するかということも、後にならないと分からない。つまり、欧州連合命令に拘束されない決算書に対しては、さしあたり、ドイツの立法者が加盟国選択権をどのように転換するかにかかっている、というのである。そして、その場合、Kirschは、「立法者は、おそらく欧州連合命令の選択権を商法典における相当する規定でもって当該企業に回わすであろう」と推定するのである。というのは、資本市場指向的企業のコンツェルン決算書との比較可能性を妨げることはできないし、また、小規模コンツェルンにIASの適用を強制的に義務づけることもできないからである。しかし、しかしながら、Kirschは、ドイツの商法規定はIASの方向に動いて行く、とのべている。

つづいて、Kirschはドイツにおける個別決算書に適用される諸規定に対する国際化の影響を検討したのであった。かれによれば、欧州連合命令において定められた個別決算書におけるIASの選択的適用は資本市場指向的企業にとって重要であり、IASによって分離された商事貸借対照表IIの作成を余儀なくされることは重い負担になる。また、これらの企業については、IAS個別決算書によって税務貸借対照表との結合が切断される。また、IAS個別決算書の作成によって商法典個別決算書の作成を放棄することが正当化されるかどうかという問題が提起される。Kirschは、Baetgeの定義を引用して、商法典個別決算書の目的として文書記録、説明責任および資本維持を挙げ、前二者はIASによる個別決算書も充足されるとし、資本維持目的が国際的規範によって充足されるかどうかを検討したのである。個別決算書の資本維持目的に関して、IASと商法典との相違は具体的にはどのように判断されねばならないか。Kirschによれば、国際的貸借対照表表示は商法典に比べて情報目的への方向づけが際立っている。国際的規範は、資本提供者の利益がすべての決算書受取人にとって代表的なものと仮定することによって情報と債権者保護との利害調整を解決している。それは、将来利益の予想の基礎としては役立つが、支払いの測定基礎自体としては役立たない。その場合、債権者保護は情報伝達によって援助されるのであり、慎重な成果確定によって援助されるのではない。このことは、意思決定の権限を企業から資本提供者に移すことを意味する。では、具体的にはどうであるか。Kirschは、IASを手本にしたドイツにおける成果確定規定の改革が、任意積立金の設定に関する選択権の廃止などのように、必ずしも商法典の資本維持目的に抵触するものでないことを指摘する反面で、自己創設の

無形財産価値としての開発費の積極側計上、取得原価を上回る時価での財産評価などの将来の収益に対応しない費用の積極側表示、未実現利益の表示は、資本維持にとって考慮することはできない。完全なIAS決算書のために商法典決算書を放棄することによって、個別決算書による資本維持は止揚される。「不变に高い企業倒産数という背景のもとでは、この法形態の企業の個別決算書の債権者保護は原則的に疑わしい。したがって、すべての資本会社が商法典個別決算書を放棄することはできない」と主張するのである。また、選択権の廃止を含む国際基準への接近は、非資本会社にとっても受け入れ可能であるが、それは非実現利益が表示されない限りである、と主張するのである。

以上みてきたように、Kirschの主張は、結局、非実現利益計上の問題に集約することができるであろう。透明化法によって規定されたIASコンツェルン決算書と個別決算書との区分の問題、また、ここで展開された資本維持ひいては配当可能利益確定の問題、さらに税務貸借対照表に対する基準性の問題も、すべてこの実現していない利益の表示問題に還元することができるであろう。